住所　岐阜市近島３丁目５番17号
　リイア・ヴァム・ホセ・カワイ　平成14年９月28日生
住所　和歌山市福島464番地１
　金愛子　昭和57年６月16日生
住所　和歌山市向270番地８
　金明大　昭和61年１月８日生
住所　東京都台東区西浅草２丁目９番２―207号
　朴昌浩　昭和57年２月13日生
住所　東京都新宿区南元町17番地23
　金良実　昭和52年12月11日生
住所　千葉市若葉区東寺山町1070番地４
　姜美樹　昭和47年12月18日生
住所　神戸市垂水区瑞ケ丘９番４号
　呂理公子　昭和39年３月10日生
住所　神戸市長田区本庄町４丁目３番１号
　金**寛**　昭和40年９月23日生
住所　神戸市東灘区住吉宮町６丁目４番10―102号
　全正子　昭和19年１月５日生
住所　東京都中央区日本橋箱崎町31番２―407号
　李眞由美　昭和49年７月24日生
住所　神戸市西区桜が丘東町６丁目５番地12
　高美惠子　昭和37年12月17日生
　高美千代　昭和40年４月15日生
　高健太　平成７年７月25日生
住所　神戸市垂水区川原３丁目１番24―303号
　高永一　昭和27年２月14日生
住所　兵庫県西宮市東町２丁目８番５―505号
　金孝美　昭和40年10月14日生
住所　兵庫県尼崎市七松町１丁目２番１―1201号
　金光雄　昭和16年２月８日生
　孫玉禮　昭和19年８月15日生
住所　兵庫県明石市藤江1449番地２
　洪敬理　昭和49年６月25日生
住所　兵庫県三木市吉川町みなぎ台２丁目７番地４
　河鐘根　昭和31年７月２日生
住所　兵庫県明石市小久保２丁目８番地１
　金正樹　昭和48年12月21日生
住所　北九州市八幡東区桃園２丁目１番20号
　李茂實　昭和32年10月14日生
　金弘美　昭和36年６月10日生
住所　大阪府吹田市芳野町５番64―508号
　李榮晃　昭和59年10月22日生
住所　東京都町田市原町田１丁目12番19―901号
　李駿昇　平成２年１月26日生
住所　福岡市博多区博多駅南４丁目21番23号
　李學　昭和30年８月２日生
　趙由美子　昭和36年７月28日生
　李優奈　昭和57年７月20日生
　李駿征　平成２年１月８日生
　李優依　平成３年10月９日生
　李知征　平成８年４月３日生
住所　東京都世田谷区北烏山８丁目24番17号
　李陽姫　昭和49年９月22日生
住所　東京都世田谷区上用賀５丁目27番20号
　鄭大樹　昭和45年１月22日生
住所　東京都世田谷区若林３丁目16番23号
　李孝幸　昭和45年４月21日生
住所　東京都目黒区洗足２丁目27番22号
　吳成祿　昭和40年１月２日生
住所　大阪府岸和田市荒木町２丁目22番11―508号
　洪惠美　昭和47年５月22日生
住所　大阪府岸和田市野田町１丁目３番７―101号
　李正大　昭和59年10月20日生
住所　大阪市生野区巽東２丁目３番２―502号
　姜秀和　昭和49年８月20日生
住所　大阪市天王寺区国分町12番９―705号
　金芳明　昭和56年７月13日生
住所　大阪市東成区東小橋１丁目16番33―706号
　金美和　昭和49年７月22日生
住所　大阪市淀川区東三国６丁目20番１号
　吳昌美　昭和57年５月５日生
住所　大阪市天王寺区逢阪２丁目４番２―401号
　高松子　昭和34年１月13日生
住所　大阪市生野区巽中２丁目８番23号
　洪和奈　昭和59年10月９日生
住所　大阪市天王寺区東上町３番17―705号
　吳由美　昭和54年11月７日生
住所　大阪市西区京町堀２丁目13番17号
　林裕子　昭和57年３月９日生
住所　大阪市東成区大今里南５丁目７番３号
　李一忠　昭和54年８月21日生
住所　大阪市平野区瓜破４丁目２番51号
　黄美香　昭和54年12月12日生
住所　大阪府寝屋川市梅が丘１丁目７番12―504号
　安**楨**壽　昭和58年５月６日生
住所　大阪市生野区巽中２丁目10番17号
　宋由美子　昭和39年４月15日生
　洪錫勲　平成９年12月23日生
　洪琴巳　平成12年７月10日生
　洪樹里　平成15年６月11日生
住所　大阪府枚方市禁野本町１丁目７番120号
　李日禮　昭和11年４月16日生
住所　大阪市平野区加美西１丁目16番38号
　趙眞琴　昭和51年８月８日生
住所　大阪市東成区東小橋３丁目３番13号
　全陽子　昭和45年５月28日生
住所　大阪市浪速区桜川４丁目12番26―211号
　郭美佐子　昭和51年12月６日生

○厚生労働省告示第四百二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十八日

厚生労働大臣　舛添　要一

第１食品の部Ａ食品一般の成分規格の項４を次のように改める。

４　削除

第２添加物の部Ｆ使用基準の項ポリソルベート20の目、ポリソルベート60の目、ポリソルベート65の目及びポリソルベート80の目中「ただし、医ヨロリー食品として、特別用途表示の許可又は承認を受けた場合は、この限りでない。」を削る。

第３器具及び容器包装の部Ａ器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項５の目中「食品衛生法施行規則」の下に「（昭和23年厚生省令第23号）」を加える。

附　則

１　この告示は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から適用する。

２　特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続（平成十三年厚生労働省告示第九十六号）は、廃止する。

○農林水産省告示第千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十八日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市白鳥町干田野字境野七七三の二〇二、七七三の二一〇から七七三の二一四、七七三の二一五、七七三の三〇三、七七三の三〇四、七七三の三四一、七七三の三四三から七七三の三四六まで、飛騨市宮川町丸山字三合谷南平二九六の一、河合町舟原字水屋ケ洞三九〇の一、三九三から三九五まで、大垣市上石津町時山字昆沙門六四四の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

２１　主伐は、択伐による。

２２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十八日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲坂字滝谷七七八、春日中山字尾又三〇九二の六二、三〇九二の二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

２１　主伐は、択伐による。

２２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）